税の申告

●期間
2月5日㈮～3月15日㈫
※平日のみ

●時間
午前の部　9時～11時30分
午後の部　1時～4時30分

●会場
白河地域＝本庁舎5階正庁
表郷地域＝表郷庁舎2階大会議室
大信地域＝大信農村環境改善センター
東　地　域＝東農業技術センター（東庁舎隣り）

㊐本庁舎課税課　内2127・2128・2129／各庁舎地域振興課　表郷☎㉜2112　大信☎㊻2113　東☎㉞2112

申告が必要な方

市役所で申告が必要な方には、1月下旬に案内を送付しています。なお、指定された日時に来庁できない場合は、期間中の都合の良い日にお越しください。

■案内がなくても申告が必要な方

平成28年1月1日現在、本市に住民登録がある方で、次の方は申告が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

- 無収入で、本市に住民登録がある家族の扶養になっていない方
- 前年中に仕事を辞めた方や新たな収入があった方

■市役所での申告が必要のない方

- 税務署で申告される方
- 給与収入だけで年末調整が済んでいる方
- 本市に住民登録がある家族の扶養になっている方
- 税理士へ申告の依頼をしている方

Point

申告はとても大切です！

申告をしないと、所得・課税証明書などの各種証明書の発行、無収入などの場合の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置、所得に応じた介護保険料の決定などが適正にできなくなります。該当する方は、必ず申告をしてください。

申告に必要なもの

①印鑑
②平成27年分の源泉徴収票（給与、年金収入の方）
③平成27年中の収入、必要経費をまとめた帳簿（個人で事業、農業などをしていた方）
④平成27年中の生命保険料・地震保険料などの控除証明書、健康保健・年金・寄附金などの領収書や証明書、医療費の領収書など（必ず集計をしてご持参ください）
⑤障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳など
⑥本人の口座番号が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）
※還付（納め過ぎた所得税を本人に返すこと）を受ける際に必要です。

Point

納付額が分からない場合は？

国民年金保険料の領収書を紛失し、納付額が分からない場合は、日本年金機構白河年金事務所（郭内）で納付額の証明を受けることができます。
㊐白河年金事務所☎㉗4161（自動音声応答案内の指示に従ってください）

※インフルエンザ予防のため、申告会場では職員がマスクを着用して応対する場合がありますので、ご理解をお願いします。また、来場される際には、感染予防のご協力をお願いします。

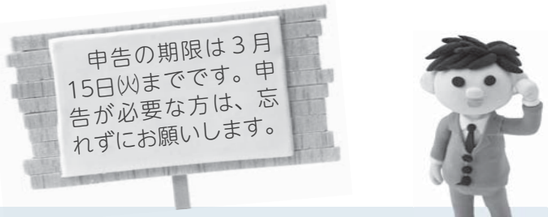

白河税務署からのお知らせ

税務署では、平成27年分の申告書作成を次の会場で実施します。

■申告書作成会場
市産業プラザ人材育成センター2階（中田）

■開設期間・時間
2月8日㈪～3月15日㈫／午前9時～午後4時（平日のみ）
※期間中は、税務署には申告会場を設置していませんのでご注意ください。開設期間以外は税務署が申告会場になります。また、午後3時以降は申告会場が混雑する傾向にありますので、なるべく早い時間帯にお越しください。

■自書申告の推進
会場では、申告納税制度の趣旨から、ご自分で申告書等を作成していただく体制をとっていますので、ご協力をお願いします。また、申告書は、郵便・信書便またはe−Taxでも提出することができます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度　注目！

これまで、申告の必要がない給与所得者等がふるさと納税の寄附金控除を受けるには、確定申告を行う必要がありましたが、平成27年4月以降に行ったふるさと納税からは、ワンストップ特例の申請を行うことで、申告が不要になりました。
ただし、次の方は申告が必要となりますのでご注意ください。

- 寄附先自治体数が6団体以上
- 自営業の方や医療費控除等を受けるために申告が必要な方
- 平成27年1月から3月までの期間にふるさと納税を行った方

インターネット確定申告

パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書等を作成することができます。
詳しくは国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）をご覧ください。

自宅からネットが便利　申告・納税 e-Tax　国税電子申告・納税システム

■申告が必要か確認してみましょう

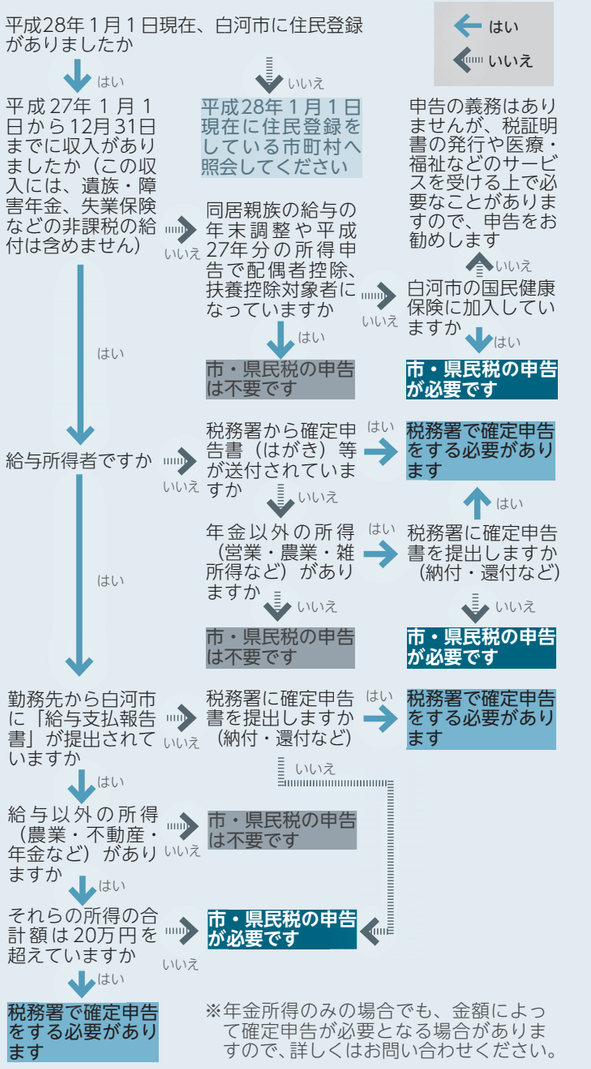

※年金所得のみの場合でも、金額によって確定申告が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。